

板橋区広告掲載要綱

(平成19年3月16日区長決定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、板橋区(区長部局、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び議会をいう。以下「区」という。)の新たな財源確保及び地域経済の活性化のために、区が有する資産について、その効用及び信頼性を損なうことなく広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載し、掲出すること(以下「広告掲載」という。)に関し、必要な事項を総括的に定めるものとする。

(広告媒体の種類)

第2条 広告掲載を行う広告媒体は、次に掲げる区の資産のうち広告掲載が可能なものとする。

- (1) 区の印刷物
- (2) 区のホームページ
- (3) 区の動産又は土地及び構造物等の不動産
- (4) その他広告媒体として活用できる資産又は権利で区長が別に定めるもの

2 前項の規定にかかわらず、区は広告媒体の提供を受けることができる。

3 区は、広告媒体として活用可能なものについては、広告掲載に努めるものとする。ただし、法令等を遵守し、区有財産の公共性や信用性を損なうことがないよう配慮するものとする。

(広告の範囲)

第3条 別表に定める基準に該当する広告は、掲載しない。

2 前項に定めるもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、当該広告媒体を主管する部が、別に基準を定める。

(規制業種又は事業者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に該当する業種又はこれに類似する業種
- (2) 消費者金融
- (3) たばこの製造販売
- (4) ギャンブル(宝くじ、公営競技を除く。)に係るもの

- (5) 社会問題を起こしている業種又は事業
- (6) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）及び会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）による再生手続中又は更生手続中の事業者
- (7) 各種法令に違反しているもの
- (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (9) その他広告掲載の対象とすることが適当でない業種又は事業者

2 広告掲載後、広告主に前項各号に該当する事由が発生した場合又は判明した場合は、当該広告媒体を所管する課は、必要に応じて第 8 条に定める審査会に意見を求め、相当の対処をするものとする。

（広告の規格、掲載料等）

第 5 条 広告の規格、掲載位置、掲載料、掲載期間及び募集・申込方法その他掲載に関し必要な事項は、当該広告媒体を主管する課及び関係する課において別途定めるものとする。ただし、この要綱の施行の際、既に制定されている媒体ごとの個別の要綱等があるときは、当該要綱等によるものとする。

2 前項の規定により定める掲載料は、広告媒体の種類、数量及び作成経費、広告の掲載位置、掲載期間及び規格並びに類似広告の市場価格等を勘案し、決定するものとする。

（広告主の責任等）

第 6 条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 原稿及び広告物の作成経費は、広告主が負うものとする。

（業務委託）

第 7 条 広告の募集、広告の作成等に関し、必要な場合は広告代理店等に業務委託することができる。

（審査機関）

第 8 条 広告掲載に関する様々な事項を審査し、広告制度の導入を推進するため、板橋区広告審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の委員は、次の職にある者をもって充てる。

- (1) 総務部長
- (2) 総務部総務課長
- (3) 政策経営部経営改革推進課長
- (4) 政策経営部財政課長
- (5) 政策経営部広聴広報課長

(6) 総務部政情情報課長

3 審査会の委員長は、総務部長の職にある者、副委員長は、総務部総務課長の職にある者をもって充てる。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が、その職務を代理する。

(審査依頼等)

第9条 広告媒体を主管する課及び関係する課は、広告掲載に関し疑義があるときは、板橋区広告審査会審査依頼書(別記第1号様式)を審査会に提出し、意見を求めることができる。

2 前条第2項の各委員は、広告掲載に関し提案があるときは、審査会に意見を求めることができる。

3 第1項に定める依頼書が提出された場合又は前項の提案があった場合において、委員長が必要と認めるときは、会議を開催する。

4 審査会は、前項により会議を開催したときは、板橋区広告審査会審査結果通知書(別記第2号様式)により当該広告媒体を主管する課及び関係する課に審査の結果を通知する。

(会 議)

第10条 審査会の会議は、委員長が招集する。

2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、主管課長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。

6 委員長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶 務)

第11条 審査会の庶務は、総務部政情情報課において処理する。

(委 任)

第12条 第3条第2項に定める基準は、所管する部長が、所管課長に委任することができる。

(その他)

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年3月16日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成 19 年 12 月 27 日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成 23 年 8 月 23 日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

掲載の範囲決定に係る広告掲載基準

区 分		運 用 基 準			備 考
		項 目	細 目	例 示	
1	法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの	広告できる事項が法令で定められている場合、その定められている事項以外のもの		医療法、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律、柔道整復師法	広告の内容は、区民生活に関連したものであっても、法で制限列挙された事項以外は広告できない。
2	公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの	「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」第2条に掲げる営業に該当するもの いかかわしい表現や、乱暴な文言を用いたもの		キャバレー、ナイトクラブ、マージャン店、パチンコ店等	広告対象が、区民生活と密着したものとせず、広告掲載に馴染まない。
			社会の法秩序を破壊し、区民生活の安定を損なうおそれのあるもの	とばく・無届の金融業	倫理に反する行為、正義観念に反する行為、暴利又は不公正な取引行為は、社会生活の安定を損なうおそれがある。
			個人、他企業等を誹謗中傷するもの 過激な表現、いかかわしい表現のもの		商取引の安定を阻害し、企業活動の公正さを損なうおそれがある。 健全な区民生活を妨害し、青少年の健全育成を妨げる。
3	政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの	個人又は法人の名刺広告及びこれに類するもの	公職選挙法に抵触するおそれのあるもの		政治活動については、区の関与が禁止されている。
			個人又は法人等の名刺広告	死亡通知、季節の挨拶	意見広告、時候の挨拶などは区民生活の情報として提供するにふさわしいものではない
		個人、団体等の主義主張に関するもの	個人、団体等の主義主張	国、他団体、区を誹謗中傷するもの	個人、団体等の主義主張は、区民生活に利便を提供するものではない。
		布教・義援金募金等による宗教活動に類するもの			宗教活動については、区の関与が禁止されている。
		政党等の講演会等に関するもの		政党等の講演会開催広告	政治活動については、区の関与が禁止されている。
4	広告媒体の公共性又はその品位を損なうおそれがあるもの	広告内容が著しく営利性を帯びているもの	過剰な利益追求を内容とするもの	マルチ商法・キャッチ商法、代理店募集	広告の内容は、区民生活に関連したものであっても、過剰な利益追求を内容とするものを広告掲載することは、適当でない。
			区民の射幸心をあおるようなもの		
		貸金業など、いわゆる「町の金融」に関するもの		サラリーマン金融 無届の金融業者	これらの業種は大きな社会問題となっており、広告掲載に馴染まない。
		広告内容が著しく特定の区民に限られているもの	特定の区民を対象としたもの 社会通念上認められるものを除く	会員への通知広告 尋ね人等の広告	区の発行物等の多くは、広く区民に周知することを目的とした媒体であることから、これら特定の者のみを対象とした広告を掲載することは、適当でない。
			個人間の物品や交換や譲渡に関するもの	物品交換・不用品売買 物品譲渡	
あたかも区が推奨しているかのような表現のもの	区名使用及びそれと類似の表現のもの		区名や類似の表現等により、区が推奨しているような誤解を受けやすいものを広告掲載することは、適当でない。広告内容に関する責任は広告主が負う。		
5	公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの	いかかわしい表現や乱暴な文言を用いたもの	過激な表現や他のものを誹謗中傷等するもの		広告掲載の公共性を阻害するものは適当でない。
6	その他広告媒体に掲載する広告として妥当でないと思われるもの	あたかも区が推奨しているかのような表現のもの		健康食品、健康飲料、健康器具	これらのものの中には、品質表示に誇張があるものがあり、掲載することによりあたかも区が推奨しているような印象を与える。
		必要以上に消費者の購買意欲をそそるとおもわれるもの			区民の消費を助長し、安定した経済生活を阻害するおそれがある。
		社会問題となっている事項に関するもの			社会的コンセンサスを得られていない事項は、区の広告掲載に馴染まない。
		人事募集の広告			広告掲載の決定にあたっては、募集内容の妥当性を審査する必要（職業安定法）がある場合も想定され、広告掲載の趣旨に馴染まない。